

2026（令和8）年度 京都大学大学院教育学研究科博士後期課程 （臨床実践指導者養成プログラム）学生募集要項

2026 年度京都大学大学院教育学研究科博士後期課程（臨床実践指導者養成プログラム）学生を下記により募集する。

なお、このプログラムは、従来の修士課程からの継続ではない、独立した研究プログラムである。

臨床実践指導者養成プログラムは、博士後期の課程であり、臨床心理士の臨床実践と臨床実践指導体験を基礎にした少人数教育のなかで体験にもとづく討議とその討議をふまえた理論化を行うことを目的とする。このような教育体制を通して研究・実践の両面にわたって、臨床心理士にさらに高度の専門的能力を涵養しようとするものである。

このため、臨床心理士の有資格者であり、多様な臨床経験を有する者を対象に、臨床心理士としての実務経験を基礎にし、同時に心理臨床学研究にも造詣の深い臨床実践指導者という新しいタイプの専門家の養成を目指して、学生募集を行うものである。

I. 募集人員

4 名 （ただし、合格者数が募集人員を下回る場合がある。）

II. 試験期日

第 1 次試験（研究業績等審査）は、2025 年 9 月 9 日（火）に合格者を発表する。

第 2 次試験（口頭試験及び心理臨床事例研究論文審査）は、2025 年 9 月 16 日（火）に実施する。

III. 出願資格

<1> 次の（1）～（8）のいずれかに該当する者で、2026 年 4 月 1 日入学時点において臨床心理士資格取得後 5 年以上の臨床実践経験を有し、資格更新を行った者。

<2> 大学卒業による学士の資格のみで出願する場合は、次の（8）に該当し、臨床心理士資格更新を最低 2 度完了した者。

<3> 次の（1）～（8）のいずれかに該当する者で、2026 年 4 月 1 日入学時点において大学院博士後期課程修了者（研究指導認定退学者を含む）で、臨床心理士資格取得後 3 年以上の臨床実践経験を有する者

（1）修士の学位又は修士（専門職）若しくは法務博士（専門職）の学位を有する者

（2）外国において、本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程を修了した者

（3）外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程を修了した者

（4）我が国において、外国の大学の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程（本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程に限る。）を修了した者

（5）国際連合大学（国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項の規定によるものをいう。次号において同じ。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

（6）外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格した者であって、本研究科において修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

（7）文部科学大臣の指定した者

（8）本研究科において、個別の入学資格審査により、（1）に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に

達したもの

※注 1 外国（日本を除く全ての国及び地域）の大学を卒業した者は、出願手続きの前に、京都大学アドミッション支援オフィス（AAO）で手続きを行うこと。詳細については、下記のホームページを参照。過去に AAO で出願資格を有すると確認された者は、再度の手続きを要しない。

<https://u.kyoto-u.jp/graduate-admissions-aao>

※注 2 上記（6）～（8）により出願する者は、事前に出願資格の審査（「IV. 出願資格の審査」を参照）を受けなければならない。

IV. 出願資格の審査（書類審査）

出願資格（6）～（8）により出願を希望する者は、出願に先立ち出願資格の審査を行うので、申請に必要な書類を教育学研究科教務掛へ請求すること。（郵便番号、住所及び氏名を明記し、180 円切手を貼った角形 2 号封筒[240mm×332mm]を同封のうえ、「出願資格審査申請書類請求（臨床実践指導者養成プログラム）」と朱書すること。）

出願資格審査申請書類提出日 2025 年 7 月 8 日（火）～7 月 9 日（水）

審査の結果は、2025 年 7 月 18 日（金）に申請者あてに郵送し通知する。

V. 出願手続

入学志願者は次の書類等を郵送により提出すること。

①編入学志願票	本研究科所定用紙
②写真票・受験票	本研究科所定用紙。上半身脱帽正面向きで、出願前 3 か月以内に単身で撮影した写真 2 枚を所定の枠内に貼ること。
③志望理由書	<u>同一内容のもの 4 部</u> 。本研究科所定書式（A4 判の用紙 2 ページ以内）で提出すること。 パソコン等を用いて作成するものとする。 ※ 所定書式は、下記のホームページからダウンロードすること。 https://www.educ.kyoto-u.ac.jp/graduate/admissions_info
④研究業績等	<u>ア）～ウ）のいずれも同一内容のもの 4 部</u> 。 第 2 次試験に必要なので、コピーを取っておくこと。 ア）研究業績目録（学会発表等を含む）及び臨床実践実務経歴一覧 臨床実践実務経歴は、期間・内容（300 字以内）等を記載すること。様式は自由。 イ）心理臨床事例研究論文 400 字詰め原稿用紙 40 枚程度とする。書式は自由。ワープロ使用の場合は 1 ページ当りの字数を 400 字の倍数とする。なお、専門学会誌等に掲載された論文（連名執筆の場合は筆頭者であること）でもよく、その際の字数は問わない。ただし日本語の論文に限る。論文は、縦書き又は横書きのいずれでもよいが、必ずページ数を記入し、1 部ずつフラットファイル*に綴じ、表紙に論文題目及び氏名を明記すること。 (抜き刷りの提出も可。) *フラットファイル  

	ウ) 修了した大学院に提出した日本語の修士又は博士論文の要約、あるいはそれに相当する論文の要約 要約は、400 字詰め原稿用紙 10 枚程度とする。様式は自由。ワープロ使用の場合は字数換算し、表紙に字数を明示すること。 複数の大学院を修了した者は、そのうち一編の修士又は博士論文の要約を提出すること。書式は自由。なお、第 2 次試験において当該の修士又は博士論文、あるいはそれに相当する論文の提出を求めることがある。 論文は、縦書き又は横書きのいずれでもよいが、必ずページ数を記入し、1 部ずつフラットファイルに綴じ、表紙に論文題目及び氏名を明記すること。
⑤出願資格を証明する書類	出願資格<1>に該当する者 1) 出願前 3 か月以内に発行された修士課程の修了証明書（本研究科修了者は不要） 2) 臨床心理士資格登録証明書カードの写し（A4 判の用紙で提出すること） 3) 臨床心理士資格登録証明書（財日本臨床心理士資格認定協会発行。資格更新の旨が記載されたもの。また、資格更新手続き中の場合は、その旨が記載されたもの。） 出願資格<2>に該当する者 1) 出願前 3 か月以内に発行された卒業証明書（本学教育学部卒業者は不要） 2) 臨床心理士資格登録証明書カードの写し（A4 判の用紙で提出すること） 3) 臨床心理士資格登録証明書（財日本臨床心理士資格認定協会発行。資格更新の旨が記載されたもの。また、資格更新手続き中の場合は、その旨が記載されたもの。） 出願資格<3>に該当する者 1) 出願前 3 か月以内に発行された修士課程の修了証明書 2) 出願前 3 か月以内に発行された博士後期課程の修了（見込）証明書又は研究指導認定退学（見込）証明書（本研究科修了者及び修了見込みの者、本研究科研究指導認定退学者及び研究指導認定退学見込みの者は不要） 3) 臨床心理士資格登録証明書カードの写し（A4 判の用紙で提出すること） 4) 臨床心理士資格登録証明書（財日本臨床心理士資格認定協会発行）
⑥成績証明書	出願前 3 か月以内に出身大学長又は研究科長が作成したもの。厳封又は複写防止用紙によること。（本学教育学部卒業者又は本研究科修了者は不要。）
⑦入学検定料	30,000 円 支払期間：2025 年 7 月 29 日（火）～8 月 7 日（木）（期間外取扱不可） 支払方法：「京都大学 EX 決済サービス」(https://www3.univ-jp.com/kyoto-u/edu/) から必要事項を入力し、入学検定料を支払うこと。 ・入学検定料の他に手数料が必要。本年度は 650 円を予定。 ・支払完了後、<u>支払い確認画面から収納証明書を印刷</u>して、必要な部分を切り取り、⑧入学検定料振込金受付証明書貼付台紙に貼付して提出すること。 ※ 一旦受理された入学検定料は、理由の如何にかかわらず返還しない。 ※ 2011 年 3 月に発生した東日本大震災、2016 年 4 月に発生した熊本地震、2018 年 7 月に発生した平成 30 年 7 月豪雨、同年 9 月に発生した北海道胆振東部地震及び 2019 年 10 月に発生した令和元年台風第 19 号及び令和 2 年 7 月豪雨、2024 年 1 月に発生した令和 6 年能登半島地震による災害救助法適用地域において、主たる家計支持者が被災した者で、罹災証明書等を得ることができる場合は、入学検定料を免除することがある。詳しくは、7 月 4 日（金）までに教育学研究科教務掛へ問い合わせること。 ※ 手数料の額は改定されることがあるため、京都大学 EX 決済サービスのシステム

	画面で確認のこと。
⑧入学検定料振込金 受付証明書貼付台紙	EX 決済の「収納証明書」を所定の位置に貼付すること。
⑨受験票送付用封筒	本研究科所定封筒各 1 枚（合計 2 枚）。
⑩第 1 次試験合格者受験 番号一覧表送付用封筒	それぞれに志願者の郵便番号、住所及び氏名を明記し、410 円切手（ <u>速達扱い</u> ）を貼ること。
⑪あて名票	本研究科所定用紙 1 枚。合格通知等の送付先を記入すること。
⑫（外国人留学生のみ） 住民票 ※在留資格が「留学」である者又は 入学時に「留学」の在留資格を取 得できる見込みの者	市区町村が発行する、国籍、在留資格、在留期間が記載されたもの。 在留カード（両面）のコピーでもよい。 海外に在住しており、出願時に提出できない場合は、パスポートのコピー（表紙及び氏名、国籍、写真、生年月日の記載されたページ）を提出すること。
⑬提出書類チェックシート	本研究科所定用紙

※改姓により、編入学志願票等の氏名と各種証明書の氏名が異なる場合は、A4 判の用紙に改姓の事実を記載のうえ、自署押印したものを提出すること。

VI. 出願書類受理期間

2025 年 8 月 1 日（金）～8 月 7 日（木）

ただし、入学検定料の納付を完了し、EX 決済の「収納証明書」を貼付した「入学検定料振込金受付証明書貼付台紙」が同封されていない場合は、願書を受理しない。

最終日の午後 5 時までに必着のこと。郵送（書留便）に限る。

なお、期限後に到着したものは受理しないのでゆとりをもって郵送すること。

送付に際しては、とじ込みの「出願書類送付用ラベル」を使用すること。

送付先：〒606-8501 京都市左京区吉田本町 京都大学教育学研究科教務掛

VII. 入学者選抜方法等

選抜は、第 1 次試験（研究業績等審査）及び第 2 次試験（口頭試験及び心理臨床事例研究論文審査）によって行う。

（1）第 1 次試験（研究業績等審査）

第 1 次試験の合格者は、9 月 9 日（火）午後 1 時に本研究科 Web サイト（<https://www.educ.kyoto-u.ac.jp/>）に掲載するとともに、出願者全員に「第 1 次試験合格者受験番号一覧表」を送付する。

（2）第 2 次試験（口頭試験及び心理臨床事例研究論文審査） 2025 年 9 月 16 日（火）

第 2 次試験は、第 1 次試験の合格者について、口頭試験を行う。（提出論文のコピーを持参すること。）

第 2 次試験についての日時・注意事項は、9 月 9 日（火）の合格発表後に該当者へ送付する。

ただし、台風接近などの気象状況等によって、第 2 次試験の実施日を 9 月 17 日（水）に変更することがある。

Ⅷ. 合格者発表

2025 年 9 月 24 日（水）午後 1 時

本研究科 Web サイト（<https://www.educ.kyoto-u.ac.jp/>）に合格者の受験番号を掲載し、同時に合格者には郵便により通知する。

なお、電話等による問い合わせは受け付けない。

Ⅸ. 入学料及び授業料

入学料 282,000 円

授業料 前期分 267,900 円（年額 535,800 円）

※入学料及び授業料は予定額であり、改定されることがある。

※入学時及び在学中に改定された場合には、改定時から新入学料及び新授業料が適用される。

X. 注意事項

1 提出書類について

- (1) 提出書類は、本人が楷書で鮮明に記入すること。
- (2) 氏名は略字等を使用せず記入すること。
- (3) 出願書類に不備や記載事項の記入もれのある場合は出願書類を受理しない。
- (4) 出願書類受理後は、書類に記載した事項の変更は認めない。また、既納の入学検定料は、いかなる理由があっても返還しない。
- (5) 選抜試験に際して、障害等があるため大学側で補助手段等の準備が必要な場合は、出願に先立ち教育学研究科教務掛へ申し出るとともに、志願票の備考欄にその旨記入すること。
- (6) 志願票の履歴欄中、職歴については職務内容がわかるように記入すること。

2 受験について

- (1) 選抜試験に関する詳細は、受験票送付の際に通知する。
- (2) 試験室に入る際には、必ず受験票を係員に呈示すること。

3 入学手続きについて

官公庁・会社等に在職のまま入学する者は、所属長の発行する入学承諾書（様式随意）を入学手続き時に提出すること。

4 その他

- (1) 受験者の合格後の職業継続に関する問題については、各自の責任において対処すること。
- (2) 本研究科博士後期課程（臨床実践指導者養成プログラム）では、勤務がフルタイムに該当する有職者のほか、出産・育児・介護・身体等の障害などの事情に基づき、標準修業年限（博士後期課程 3 年）を超えて一定の期間（上限 6 年間）にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを認める長期履修制度を導入している。希望者は、2025 年 12 月末日までに教育学研究科教務掛へ問い合わせのうえ、必要書類を取り寄せること。
- (3) 募集要項の郵送を希望する場合は、返信用封筒（郵便番号、住所、氏名及び電話番号を明記し、180 円切手を貼った角形 2 号封筒 [240mm×332mm]）を同封のうえ、「大学院博士後期課程（臨床実践指導者養成プログラム）募集要項請求」と朱書きし、教育学研究科教務掛あてに申し込むこと。
- (4) 入学試験の成績について、受験者本人からの請求があれば開示する。詳細は、合格発表時に本研究科 Web サイトへ掲載する。

XI. 個人情報の取扱いについて

出願書類等に記載されている、氏名、その他の個人情報については、①入学試験の実施、②入学手続き、③入学者の受入準備以外の目的には利用しない。

2025 年 6 月

送付先・問い合わせ先
京都大学大学院教育学研究科
〒606-8501 京都市左京区吉田本町
電話（075）753-3010（教務掛）